

政令第三百四十五号

関稅定率法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、関稅定率法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第十七号）附則第一条第六号の規定に基づき、この政令を制定する。

関稅定率法等の一部を改正する法律附則第一条第六号に掲げる規定の施行期日は、平成十九年二月一日とする。